

平成28年度 「不正改造車を排除する運動」 実施結果

国土交通省 自動車局整備課

平成29年5月

「不正改造車を排除する運動」実施結果(国交省)

○ ポスター・チラシ等による広報

- ・ポスター **約3.0万枚**
- ・チラシ **約43万枚**



地方運輸局・支局、公共施設、関係機関等で配布、掲示。



(ポスター)



(不正マフラー対策ポスター、チラシ表面)



(不正マフラー対策チラシ裏面)

○ マスメディア等による広報(新聞、広報誌、テレビ等)

マスメディア等を通じて、広く一般のユーザーに対し、不正改造車の排除及び不正改造の防止を周知。



(チラシ表面)



(チラシ中面)

- ・地方新聞 **46紙**
- ・広報誌 **108誌**
- ・地方テレビ局 **52回放送**
- ・地方ラジオ局 **319回放送**
- ・ウェブ **16サイト**
- ・政府広報インターネットテレビの制作



(ラジオ放送)

○ 会議、研修、講習、出前講座等の開催

全国の地方運輸局で **計218回開催、計17848人が参加。**

○ バス横断幕掲示による広報

全国のバス事業者の協力のもと、バス前面に横断幕を掲示することにより広報。

全国の**341事業者**にて実施



不正改造車排除
運動実施中
国土交通省

「不正改造車を排除する運動」実施結果(国交省)

○ 電光掲示板等を活用した広報活動

【北陸信越】

- ・各県主要国道電光掲示板
- ・JRA新潟競馬場
- ・電鉄富山駅構内
- ・新潟市総合交通情報案内ビジョン
- ・アオーレ長岡 300インチマルチビジョン



【九州】

- ・唐津競艇場
- ・近畿産業共同組合



【中部】

- ・常滑競艇場
- ・蒲郡競艇場
- ・津競艇場
- ・三国競艇場
- ・浜名湖競艇場
- ・ポートピア名古屋
- ・岐阜県自動車会議所
- ・ジュビロ磐田ヤマハスタジアム
- ・清水エスパルスIAIスタジアム 日本平



【近畿】

- ・阪神競馬場
- ・向日町競輪場
- ・街頭電光掲示板
- ・道路電光掲示板



「不正改造車を排除する運動」実施結果(国交省)

○ 不正改造車の取り締まり、街頭検査の実施

主な基準不適合改造内容

警察、自動車機構、軽検協等の関係機関・各団体の協力のもと、街頭検査を実施し、不正改造車を排除。

平成28年度は2,839回・142,426台に対して街頭検査を実施。うち1,708台に整備命令を発令。

車体・車枠 (回転部分のはみ出し等)	1,369件
電気・灯火類 (不適切な灯火器の使用等)	1,416件
騒音・排ガス (基準不適合マフラーの装着等)	582件
保安装置 (着色フィルムの貼付等)	1,288件

特に、重点事項であった二輪車及び原動機付自転車897台の検査を行い、基準不適合マフラーの取付等の不正改造等があった164台に整備命令を発令。



○ 不正改造車相談窓口、通報窓口(不正改造車・黒煙110番)の設置

地方運輸支局等に設置。不正改造通報のあった車両の使用者に対して警告ハガキを送付。

・相談件数 3,288件 ・通報件数 644件 ・警告ハガキ 443件

(注)強化月間中の実績

○ 地方運輸局の取組状況総括表

	マス報道+広告						電光掲示板等	説明会等		査察・指導				不正改造110番		
	合計	新聞	テレビ	ラジオ	ネット	広報誌等		回数	参加人数	立入検査		整備工場監査		情報提供		相談
										合計	うち、指導	合計	うち、不改正関係処分	合計	うち、追跡可	
北海道	22	13	0	0	0	9	0	20	953	10	0	120	0	21	2	257
東北	115	12	1	80	0	22	0	11	887	26	10	256	1	75	19	842
北陸信越	66	5	5	46	1	9	15150	36	2,226	11	7	81	0	39	23	28
関東	32	4	0	9	9	10	0	64	6,441	20	16	285	0	182	46	937
中部	91	4	14	60	3	10	853	14	1,233	5	0	114	1	127	104	70
近畿	127	4	0	104	0	19	276	21	2,327	4	2	433	0	89	8	110
中国	11	2	0	0	1	8	6	27	2,182	3	0	222	0	28	1	683
四国	10	0	0	0	0	10	0	21	1,412	0	0	102	0	29	23	122
九州	61	0	32	20	0	9	47	3	155	4	0	65	0	30	10	239
沖縄	6	2	0	0	2	2	60	1	32	0	0	58	0	24	21	0
全国	541	46	52	319	16	108	16392	218	17,848	83	35	1,736	2	644	257	3,288

「不正改造車を排除する運動」実施結果(国交省)

○ 大型マルチテストを用いた不正改造車の排除

警察機関等との連携によるスピードリミッター不正改造取締事例
(全国初)

- (独)自動車技術総合機構奈良事務所に設置の大型マルチマルチテストを用い、速度違反で検挙した車両に対してスピードリミッターの不正改造で整備命令を発令
- 京都府警では、不正改造を助長する自動車部品の販売者を逮捕

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局 京都運輸支局

問い合わせ先

(所属) 京都運輸支局検査整備保安部門

(担当) 矢川、米倉、山田

(電話) 075-681-9764

平成29年2月15日

速度違反を助長する自動車部品 (Lジョイント) 装着車3台に整備命令を発令!!

京都運輸支局は京都府警察本部から速度違反を助長する自動車部品 (Lジョイント※1) を装着し、速度違反で走行する大型トラックの取り締まり等への協力要請を受け、奈良運輸支局、独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部と連携し、高速道路における速度超過等の大型トラック3台に対し、速度抑制装置※2の機能確認検査を実施したところ、速度抑制装置の作動速度を増速させる不正改造が確認されたため、道路運送車両法に基づく整備命令※3を発令しましたのでお知らせします。

これにより京都府警察本部は、トラック運転手3名に対し道路運送車両法違反等について事件送致するとともに、Lジョイントをインターネットオークションに出品していた販売者を道路交通法違反助及及び道路運送車両法違反助及容疑で逮捕しました。

(Lジョイント)



(大型マルチテストでの速度検査)



(協力:自動車技術総合機構奈良事務所)

※1:車速センサーから送られる速度信号を変更する自動車部品で、通常タイヤサイズの変更等で生じた速度誤差を適正に補正するために用いられる。

※2:大型トラック等の事故防止のため最高速度を90km/hに抑えるための装置で、通称スピードリミッターと呼ばれている。

※3:道路運送車両法第54条・第54条の2(整備命令等)に基づくもので、保安基準に適合しない自動車の使用者に対し適合させるための整備を命じるもの。

配布先: 青灯クラブ

近畿運輸局記者会(トラック部会)

京都府政記者クラブ

京都経済記者クラブ



大型マルチテスト

「不正改造車を排除する運動」実施結果(協議会)

○ ポスター・チラシ等による広報

- ・ポスター **約11万枚**
- ・チラシ **約22万枚**



各傘下会員事務所、会員工場、
会員営業所等で掲示。



(ポスター)



(不正マフラー対策ポ
スター、チラシ表面)



(不正マフラー対策
チラシ裏面)

○ マスメディアを活用した広報 (ウェブ)

広く一般のユーザーに対し、
不正改造の排除と防止を周知。



(チラシ表面)



(チラシ中面)

- ・オンラインメディアパブリシティ等掲載 **・・・42,584PV**
- 「マイナビウーマン」 21,669 PV
- 「ウォーカープラス」 8,476 PV
- 「Jタウンネット「クイズ」広告」 12,439 PV

○ 会報、HPによる広報

各団体の会報やHPにより、不正改造の排除と防止を周知。

- ・会報掲載 **14団体**
- ・HP掲載 **20団体**

○ その他、独自の取り組み

- ・不正改造車排除マニュアル **約9.5万部**

各傘下会員事務所、会員工場等へ配布し、
不正改造の防止を指導。

- ・自主点検票の配布、自主点検の実施
- ・街頭検査への協力 ・ラジオ等による広報
- ・安全講習会、不正改造車排除に関する講習会等の実施
- ・傘下会員所有の車両や入庫車両等について不正改造をチェック 等々



(不正改造車排除マニュアル)

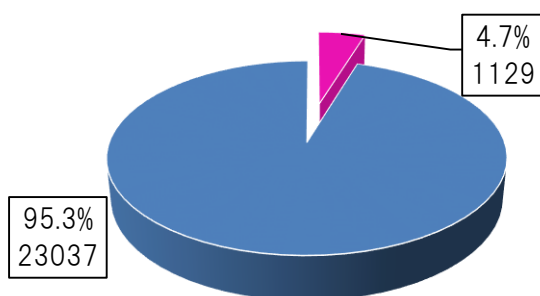
「不正改造車を排除する運動」実施結果(協議会)

○ ディーゼル噴射ポンプの封印調査の実施

整備工場に入庫したディーゼル車24,166台について、自動車使用者に点検指導を行うとともに、「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印のチェックを実施。

燃料噴射ポンプの封印チェック結果

	台数	割合
燃料噴射ポンプの封印が開封されていた車両数	1,129	4.7%
封印されていた車両数	23,037	95.3%
点検を実施した車両数	24,166	-



- 燃料噴射ポンプの封印が開封されていた車両数
- 封印されていた車両数

	燃料噴射ポンプの封印が開封されていた車両数	封印されていた車両数	点検を実施した車両数
北海道	75	2,541	2,616
東北	290	6,210	6,500
北陸信越	225	2,144	2,369
関東	127	3,713	3,840
中部	131	3,876	4,007
近畿	13	1,012	1,025
中国	72	824	896
四国	57	876	933
九州	132	1,785	1,917
沖縄	7	56	63
全国	1,129	23,037	241,66

「不正改造車を排除する運動」実施結果(自動車機構)

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

平成27年度に、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの20店舗に自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、特に「車検対応品」等の表示がされている自動車部品及びカー用品を重点に調査を実施しました。

調査をした結果、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で39件(昨年61件)見受けられたため、当該店舗に対して購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。(内訳はグラフ3及び表1参照)

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の39件の内訳では、部品・用品の種類が6種類、製造業者別が25社あり、その中で最も多かった部品・用品としては、ステッカー、吸盤式のミニミラー及びスマホスタンド等の窓ガラス貼付物等が13件ありました。

グラフ3 基準に適合しなくなるおそれのある部品等の内訳

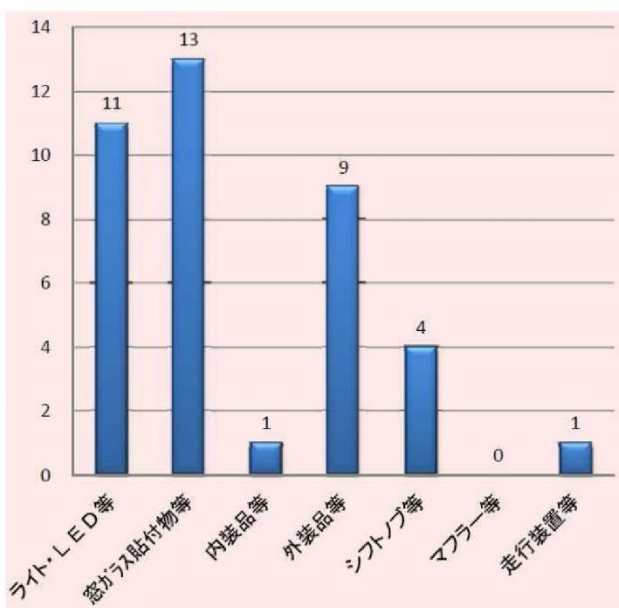


表1 基準に適合しなくなるおそれの具体的事例

部品・用品種別	基準に適合しなくなるおそれの内容
・ライト・LED等 (反射材含む)	装備が義務付けられている灯火以外で点滅する灯火、赤色灯火又は後面に白色灯火の取付、前面に赤色反射器の取付
・窓ガラス貼付物等	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付すると運転者の視野を妨げるおそれがある吸盤式ミニミラー・ステッカー・フィルムの貼付(窓用フィルム等は透過率の基準あり)
・内装品等	難燃材の基準に適合しないおそれがある装飾品の取付
・外装品等	車体外装基準に適合しない自動車部品及び装飾品の取付
・シフトノブ	交換することにより運転者の見やすい位置にシフトパターンの表示がなくなるおそれがある
・走行装置等	ホイールスペーサ等を装着した場合にタイヤがフェンダから突出するおそれがある

自動車機構では、今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。



「不正改造車を排除する運動」実施結果(国交省)

○ イベント・窓口・講習等でのアンケート調査結果

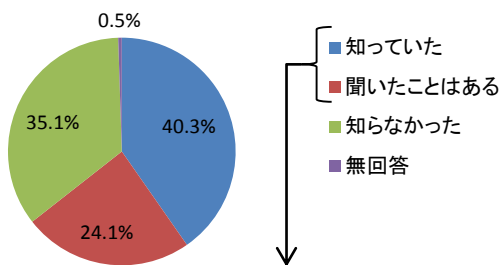
① 標本構成

対象者	標本数	男女別		年齢別						
		男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
一般ユーザー	2,161	1,557	604	121	278	508	508	340	332	74
点検整備関係者 (自動車学校等)	5,331	4,961	370	1,689	1,228	629	881	599	240	65

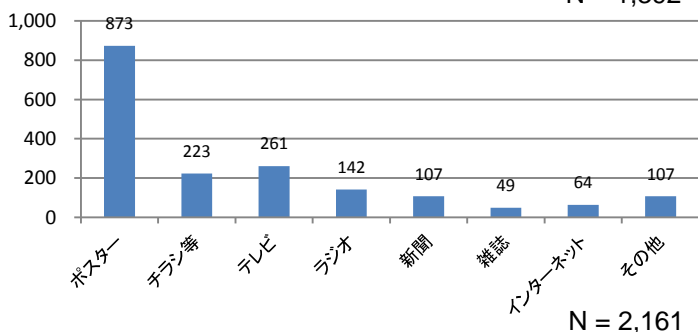
② アンケート結果

一般ユーザー

問1.「不正改造車を排除する運動」の認知度 N = 2,161

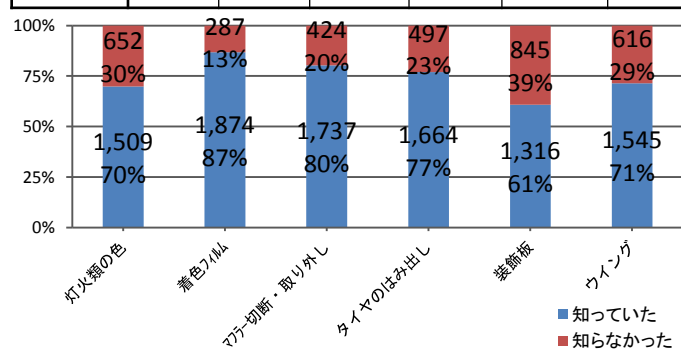


問1-1.「不正改造車を排除する運動」を知ったきっかけ(複数回答) N = 1,392



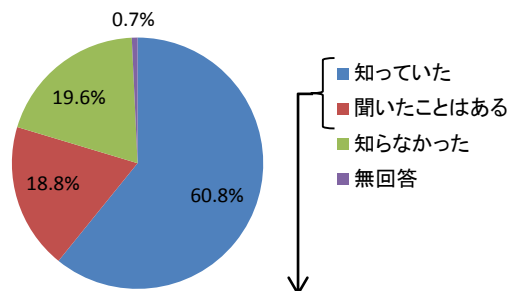
問2.不正改造箇所の認知度

	灯火類の色	着色フィルム	マフラー切断・取り外し	タイヤのはみ出し	装飾板	ウイング
知っていた	1,509	1,874	1,737	1,664	1,316	1,545
知らなかった	652	287	424	497	845	616

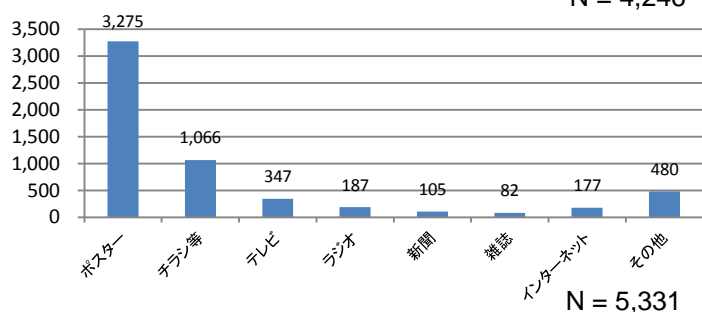


点検整備関係者等

問1.「不正改造車を排除する運動」の認知度 N = 5,331

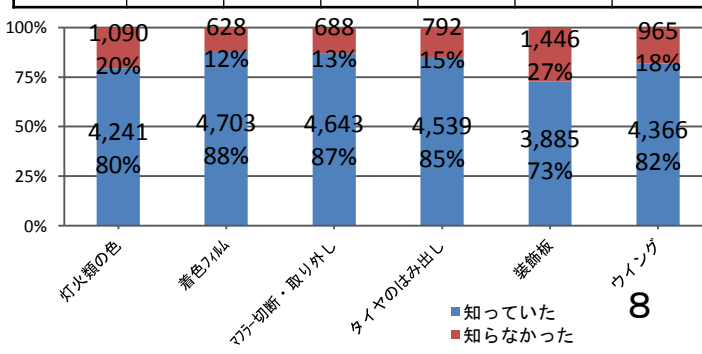


問1-1.「不正改造車を排除する運動」を知ったきっかけ(複数回答) N = 4,246



問2.不正改造箇所の認知度

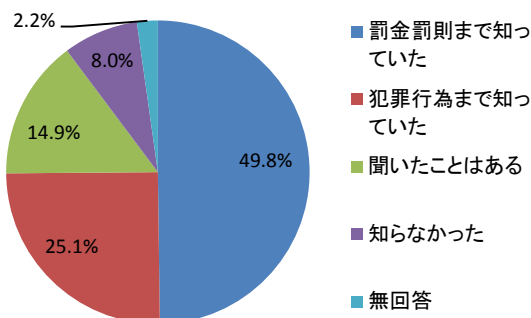
	灯火類の色	着色フィルム	マフラー切断・取り外し	タイヤのはみ出し	装飾板	ウイング
知っていた	4,241	4,703	4,643	4,539	3,885	4,366
知らなかった	1,090	628	688	792	1,446	965



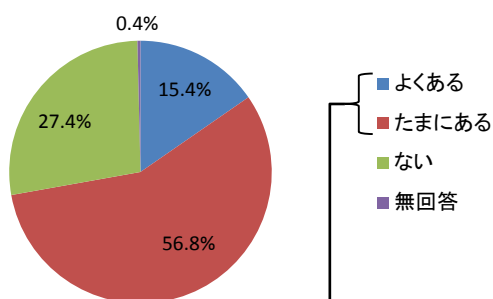
②アンケート結果(つづき)

一般ユーザー

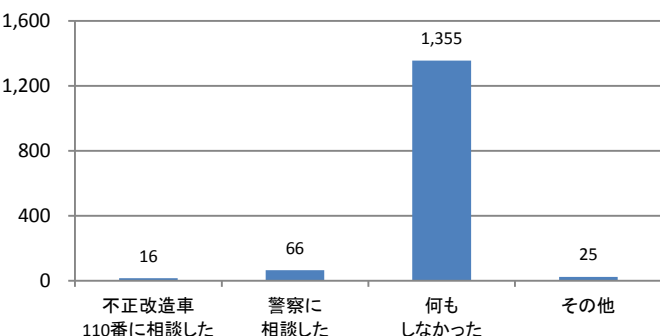
問3.不正改造が犯罪行為であることの認知 N = 2,161



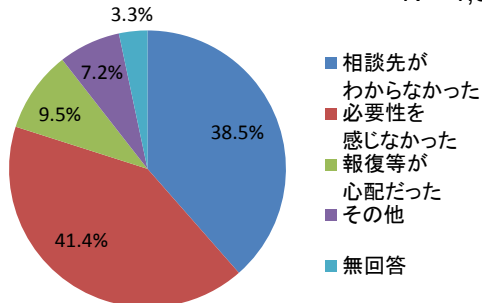
問4.不正改造車で危険等を感じたことがあるか N = 2,161



問4-1.どのような行動をとったか(複数回答) N = 1,560

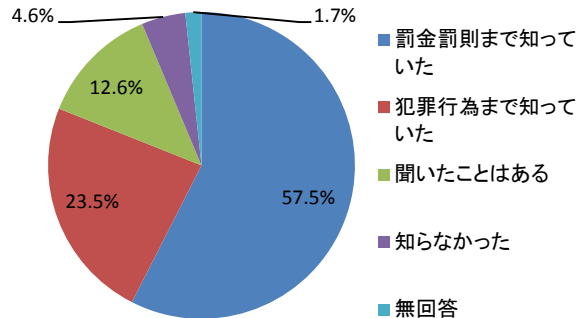


問4-2.何もしなかった理由 N = 1,355

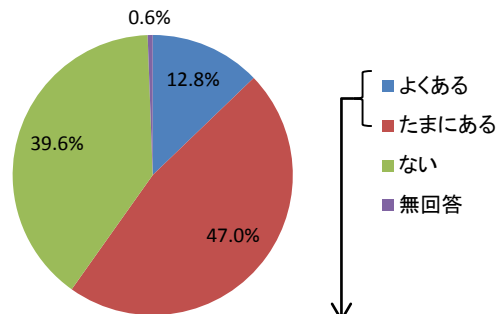


点検整備関係者等

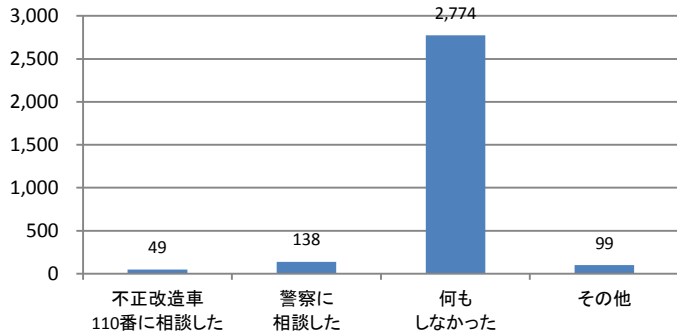
問3.不正改造が犯罪行為であることの認知 N = 5,331



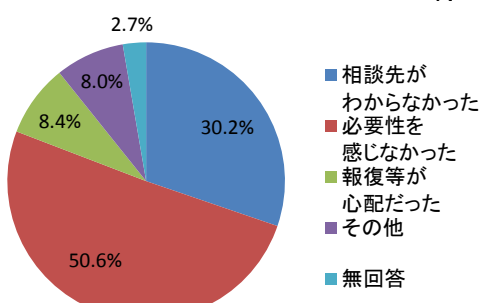
問4.不正改造車で危険等を感じたことがあるか N = 5,331



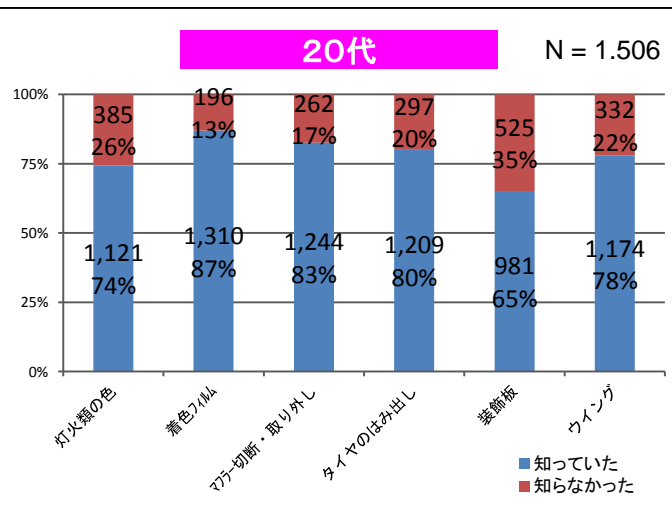
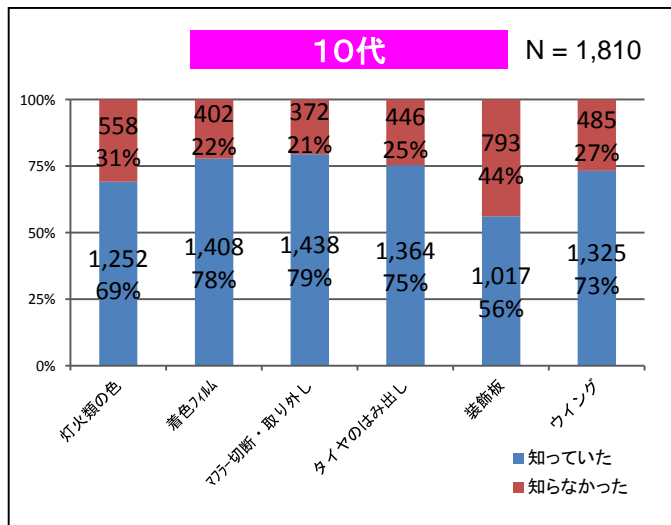
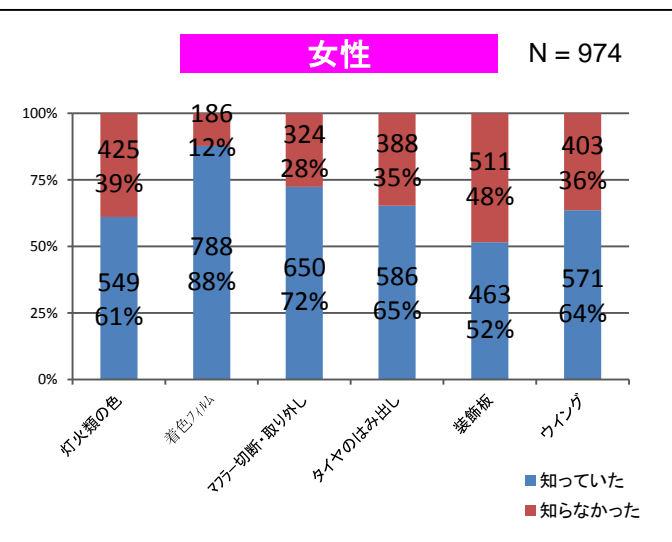
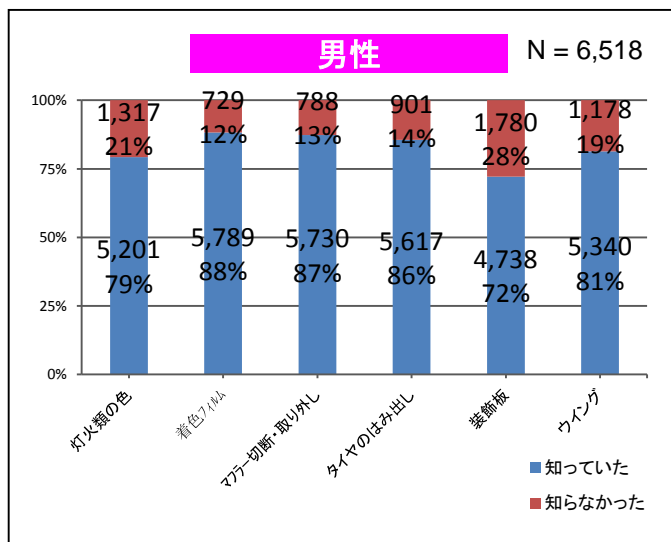
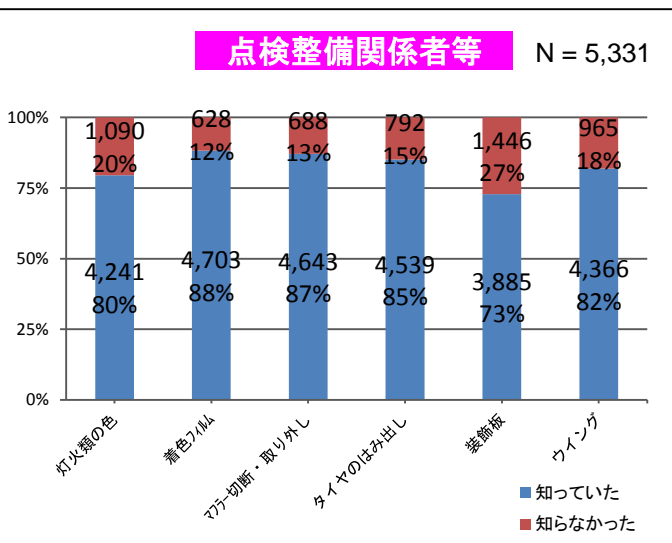
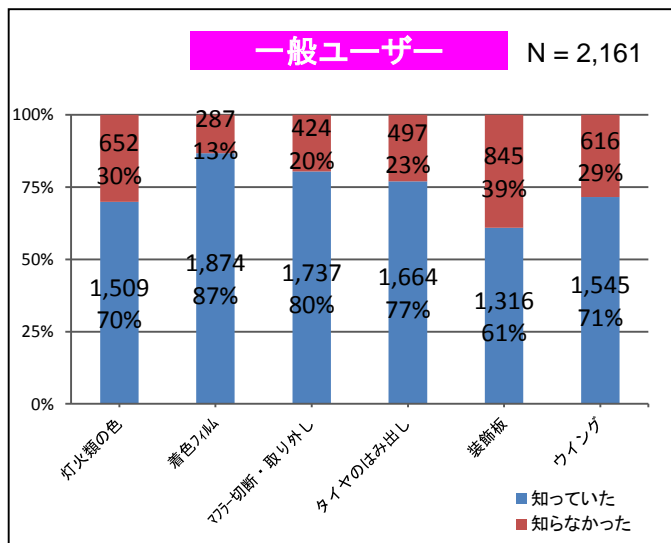
問4-1.どのような行動をとったか(複数回答) N = 3,189



問4-2.何もしなかった理由 N = 2,774

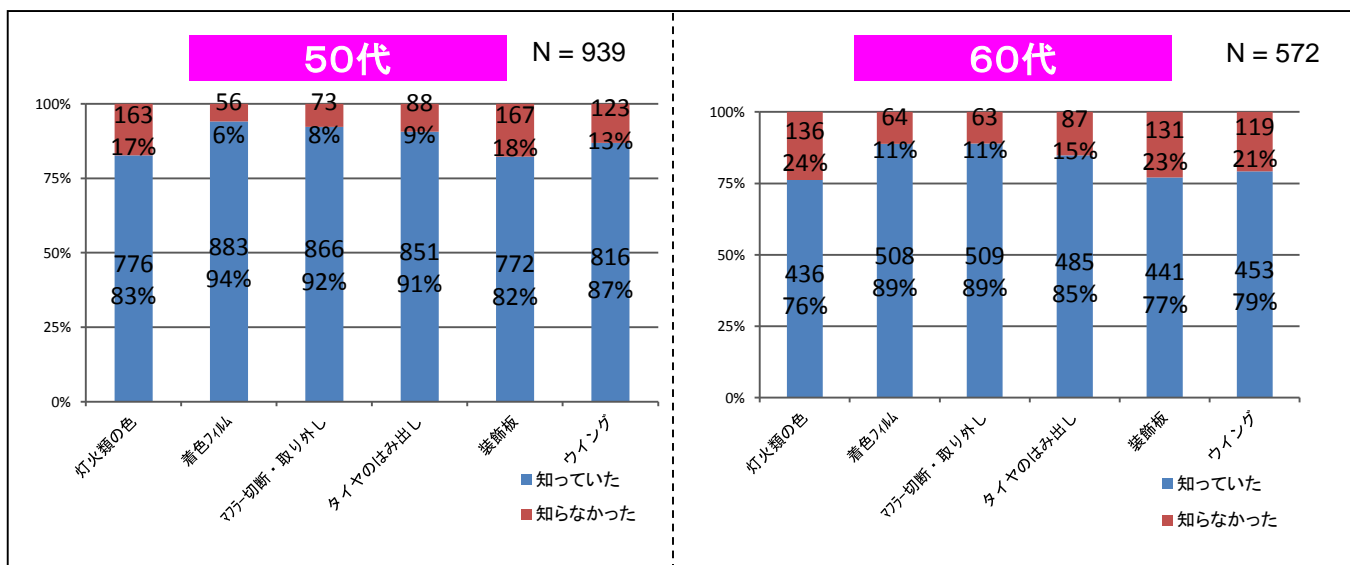
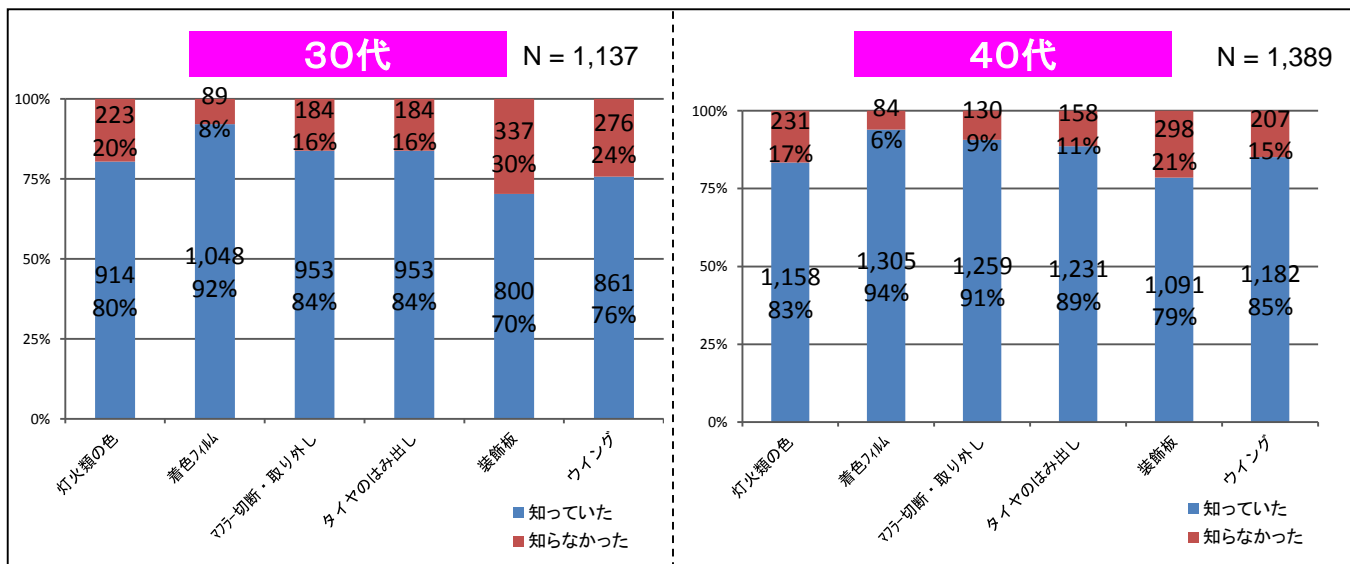


③不正改造箇所の認知度(アンケート結果より抽出)



「不正改造車を排除する運動」実施結果(国交省)

③不正改造箇所の認知度(アンケート結果より抽出)



年代別不正改造についての不認知度調査

N = 7,492

